

# 10月起有哪些变化

10月から変わること

工资、在留手续和工作场所的规则都有变化。这里整理了重要的内容。  
給料、在留の手続き、職場のルールが変わります。大事なところをまとめました。

10  
2026

## 1 最低工资上调

最低賃金が上がります

**10月1日至12月2日期间，各都道府县将陆续实行新的最低工资。全国平均为每小时1,177日元（上调56日元）。**

10月1日から12月2日までの間に、都道府県ごとに新しい最低賃金になります。全国平均は時給1,177円（56円アップ）です。

- 最低工资适用于所有劳动者，与国籍和在留资格无关。  
最低賃金は、国籍や在留資格に関係なく、すべての働く人に適用されます。
- 领取月薪的人，请用月薪除以每月规定的工作小时数（不含加班）进行比较。加班费、交通补贴和奖金等不计入在内。  
月給の人は、月給を1か月の決められた労働時間（残業は入れない）で割って比べます。残業代・通勤手当・賞与などは入れません。

### 您的工作单位 / あなたの職場

都道府县  
都道府県

新的最低工资（每小时）  
新しい最低賃金（時給）

开始日期  
いつから

### 要做的事 / すること

**请确认新最低工资实行后第一个月的工资单。如果觉得偏少，请问公司或咨询窗口。**

新しい最低賃金になった月の給与明細を確かめましょう。少ないと思ったら、会社が相談窓口聞いてください。

## 2 保护劳动者免受顾客骚扰的新规开始实施

カスハラから働く人を守るルールが始まりました

**从10月1日起，所有公司都有义务采取措施，保护劳动者免受顾客的过分言行（顾客骚扰）。**

10月1日から、すべての会社に、お客さんからのひどい言動（カスタマーハラスメント）から働く人を守る対策が義務になりました。

- 大声吼叫、威胁、嘲笑您的国籍或日语、长时间赖着不走等，都属于顾客骚扰。  
どなる、おどす、国籍や日本語をばかにする、長い時間いすわる、などはカスハラです。
- 不要一个人应对，请马上叫上司。您不会因为求助而受到不利对待。  
一人で対応しないで、すぐ上司を呼んでください。相談しても、不利益な扱いはされません。

### 要做的事 / すること

**请事先确认公司的咨询窗口。**

会社の相談窓口を確かめておきましょう。

### 3 在留手续的手续费上调

在留手続きの手数料が上がります

从10月1日起，在留期间更新和在留资格变更的手续费大幅上调。金额根据获批的在留期间而定。

10月1日から、在留期間の更新と在留資格の変更の手数料が大きく上がりました。金額は、許可される在留期間で決まります。

| 获批的在留期间<br>許可される在留期間   | 窗口办理<br>窓口 | 网上办理<br>オンライン |
|------------------------|------------|---------------|
| 3个月以下 3か月以下            | 10,000日元   | 10,000日元      |
| 超过3个月至6个月 3か月をこえて6か月まで | 18,000日元   | 15,000日元      |
| 超过6个月不满1年 6か月をこえて1年未満  | 25,000日元   | 21,000日元      |
| 1年 1年                  | 33,000日元   | 27,000日元      |
| 超过1年不满3年 1年をこえて3年未満    | 48,000日元   | 42,000日元      |
| 3年以上不满5年 3年以上5年未満      | 64,000日元   | 56,000日元      |
| 5年以上 5年以上              | 75,000日元   | 65,000日元      |
| 永住许可（窗口） 永住許可（窓口）      | 200,000日元  |               |

到9月底为止：窗口6,000日元／网上5,500日元。/9月までは、窓口6,000円／オンライン5,500円でした。

- 截至9月30日（含当日）已受理的申请，即使10月以后才获批，也按原来的金额缴费。  
9月30日までに受け付けられた申請は、許可が10月以降でも前の手数料です。
- 获批期间超过3个月时，网上申请更便宜。10月1日起的网上申请需在便利店或通过银行缴费，不能使用收入印花（收入印紙），另需少量支付手续费。  
3か月をこえる許可なら、オンラインのほうが安くなります。10月1日以降のオンライン申請は、コンビニか銀行で支払います。収入印紙は使えません（別に決済手数料がかかります）。

#### 要做的事 / すること

请确认在留卡的有效期限，并尽早与公司（或支援负责人）商量。

在留カードの期限を確かめて、早めに会社（支援担当者）と相談しましょう。

### 4 兼职、打工：健康保险和厚生年金

パート・アルバイトの社会保険

- 从10月起，“每月8.8万日元以上”的条件被取消。在参保人数51人以上的公司等每周工作20小时以上的人，原则上将加入健康保险和厚生年金（学生除外）。  
10月から「月8.8万円以上」という条件がなくなりました。厚生年金に入っている人が51人以上の会社などで週20時間以上働く人は、原則として健康保険と厚生年金に入ります（学生は対象外）。
- 到手工资会有变化，但可以领取生病时的补贴和养老金等。  
手取りは変わりますが、病気のときの手当や年金を受けられるようになります。

## 咨询窗口 相談先

#### 公司内部咨询窗口

会社の相談窓口

负责人／部門  
担当者・部署

电话／LINE／邮箱  
電話・LINE・メール

#### 劳动条件咨询热线（厚生劳动省，免费）

労働条件相談ほっとライン（厚生労働省・無料）  
中文，每天：周一至周五 17:00-22:00／周六、周日、节假日 9:00-21:00（12月29日至1月3日休息）  
工作日白天：外国劳动者咨询热线 0570-001-702（周一至周五 10:00-15:00，12:00-13:00除外；需付话费）

0120-531-402

#### 外国人在留综合信息中心（出入国在留管理厅）

外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）  
在留手续的咨询・周一至周五 8:30-17:15

0570-013904